

# 宗教法人浄蓮寺「妙安廟」永代供養墓規約

## 第一条 目的

宗教法人浄蓮寺（以下「当山」という）は、墓地祭祀後継者のいない方々の菩提を末永く安らかに弔うことを目的として永代供養墓（以下「妙安廟」という）を建立する。納骨された霊位の供養は後継者の有無に関わらず当山がこれを執り行う。

## 第二条 管理運営

妙安廟の管理運営主体は当山とし、管理責任者は当山代表役員（住職）とする。

## 第三条 利用資格

- (1) 浄蓮寺檀信徒
- (2) 一般希望者（過去の宗派は不問とする。但し、妙安廟の申し込みの際入檀届を提出「入檀料を添える」以降は日蓮宗の宗旨に則り当山が祭祀を執り行う。）

## 第四条 申込方法

- (1) 申込は指定の用紙に必要事項を記入し、署名・捺印の上行う。
- (2) 生前申込の場合には後見人（連絡人）を一人定め、後見人と連署・捺印の上行う。
- (3) 申込時には、①申込書、②申込者の住民票、免許証等（本籍記載のもの）、③別に定める永代供養料を納める。

## 第五条 永代供養料

- (1) 永代供養料は住職の定めるところとし、事情により契約を解除しても原則として返還しない。
- (2) 永代供養料は永代管理料と合わせて一霊位につき金三十万円以上の金額を志納する。
- (3) 妙安廟に遺骨を納める際、当山で法名（戒名）を授け、石板に彫む。その時に、一霊位につき、金五万円以上を志納する。

## 第六条 運営・供養規定

- (1) 遺骨は七回忌までは骨壺のまま専用棚に安置し、期間経過後は合同供養（合祀）する。
- (2) 納骨時には火葬許可証（または改葬許可証）を提出する。

- (3) 一度納められた遺骨などは一切返還しない。
- (4) 申込者は供養墓を第三者に譲渡または転貸することはできない。
- (5) 申込者が当山に墓地を有する場合には、既存墓地の撤去費用も併せて納めることとする。
- (6) 生前申込の場合には、申込者本人の意思を尊重し、申込者死亡後は申込者以外の人の要求は一切受け入れない。
- (7) 生前申込者の葬儀については当山が執り行う。なお、当山に何の申し出なく、他寺院によって葬儀が執り行われた場合には、契約を解除したものとみなし、当該生前申込者を当供養墓に納骨することはできない。

#### 第八条 その他

- (1) 天災・事故などの不可抗力による当山の墓地管理責任は問えない。
- (2) 本規約は当山住職の判断により改正される。
- (3) 本規定に定のない規定については、その都度協議の上、当山住職の判断に従う。

#### 附則

本規約は令和三年三月二十一日より施行する。